

都道府県労働局 御担当者各位

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室
公益通報者保護制度担当

個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会に対する御説明について

令和2年に改正された公益通報者保護法については、令和4年6月1日の施行を予定しております。公益通報者保護制度の円滑・適切な運用と実効性の向上を図るため、この度、改正公益通報者保護法に関する事項について、消費者庁より書面をもって御説明いたします。

公益通報者保護法は広く「事業者」に適用される法律であり、関係行政機関の協力を得つつ運用し、公益通報者保護の一層の実効性確保の必要があるところ、その一環として、公益通報に関係する紛争解決も取り扱う各機関に対して制度改正周知をする機会として、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を活用させていただければと考えております。

記

1. 令和2年改正の概要

令和2年に公益通報者保護法が改正され、①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく、②行政機関等への通報を行いやすく、③通報者がより保護されやすく、との観点からの改正がなされました（別紙）。

①の観点から、改正後の公益通報者保護法では、事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査・是正措置、刑事罰の対象となる従事者の指定等）が義務付けられることとなります。具体的な義務の内容は指針で定めることとされているところ、令和3年8月に指針（告示）が策定され、令和3年10月、同指針の解説を公表しております。

また、②の観点から、現行法下においても公益通報を受けた行政機関は、必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとることとされているところ、改正後の公益通報者保護法では、行政機関に対し、現行法上の義務に加え、通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが新たに義務付けられることとなります。

また、③の観点から、保護の対象となる者や保護の対象となる公益通報の範囲等が拡大（退職者の追加、通報対象事実に行行政罰を追加等）されることとなります。

2. 資料

詳細については、添付「御説明資料」を御参照ください。

《本件に関する問合せ先》

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室
公益通報者保護制度担当

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

電話：03-3507-9253

※令和4年6月1日施行予定

(別紙)

公益通報者保護法改正法の概要

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

① **内部通報** 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
※事業者には、国・地方公共団体を含む。
※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- 実効性確保のために**行政措置(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)**を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等の従事者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け(刑事罰を導入)【第12条・第21条】

② **外部通報** 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関等への通報の条件【第3条第2号】

(現行) 信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	▷	(改正) 氏名等を記載した書面を提出 する場合の通報を追加
------------------------------	---	---
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行) 生命・身体に対する危害	▷	(改正) 財産に対する損害(回復困難又は重大なもの) を追加
(なし)	▷	通報者を特定させる 情報が漏れる可能性が高い場合 を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

③ **通報者がより保護されやすく**

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行) 労働者	▷	(改正) 退職者 (退職後1年以内)や、 役員 (原則として調査是正の取組を前置)を追加
-------------	---	---

内部通報・外部通報の実効化

- 保護される通報【第2条第3項】

(現行) 刑事罰の対象	▷	(改正) 行政罰の対象 を追加
----------------	---	---------------------------

- 保護の内容【第7条】

(現行) (なし)	▷	(改正) 通報に伴う 損害賠償責任の免除 を追加
--------------	---	------------------------------------

* 指針は、令和3年8月20日に公表(告示)。